

文書館より

第31号 平成10年7月



富士見十三州輿地全圖

吾妻町閑綠家文書No.四三五

木版色刷・堅 154 cm × 橫 174 cm

秋山永年誌・衆星堂刊

天保一四（一八四三）年頃

「富士見十三州」とは富士山（中央左下の黄色円形）を望むことができる武藏・相模・安房・上総・下総・常陸・上野・下野・信濃・甲斐・伊豆・駿河・遠江の十三カ国のことです。現在の関東地方の一都六県と長野県・山梨県・静岡県にあたります。江戸は大きな赤の四角形（中央右下）で表されています。上野国は絵図の中央上方にその形が伺えます。山は緑色、海・川・湖・沼は紺色、主要な道路は赤線で色刷りされ、国名・郡名・城下名・宿場名・村名・関所の外に主な神社仏閣や名勝旧跡等も記されています。富士山にたいする信仰は古来から盛んでしたが、江戸時代には信者が富士講を組織し、夏に富士山に登り祈願することも行われました。本図には上吉田（山梨県）・須走（静岡県）・村山（同）からの富士登山道も描かれています。なお、富士山を望むことができる国は三河国・尾張国など他にもあります。

県政の全体像を示す「知事事務引継書」

昨年五月に昭和二十一年、三十年作成の行政文書が閲覧できるようになります。これらの文書は、戦後諸改革の中で本県の行政を記す貴重な資料群です。（「文書館だより」第二九号参照。）

しかし、個々の文書はある業務の一
部分を進めたもので全体像がとらえず、
かつたり、戦後の状況を概括的に伝えて
くれるものとは限りません。また、當時
存在していた課の文書がほとんど残って
いないこともあります。

の業務を記録した文書で残っているものが多く、この引継書には事務分掌、涉外事務機関、群馬軍政部の機構等が記されているので、占領軍関係の行政状況を知ることができます。

この刊行物で、各論を見ていくと、地方課では地方自治法施行後の市町村の状況、農地課では農地改革に関係した諸事項、学務課では新制小・中学校、高等学校の現状や今後の方向など、歩み出した戦後諸改革に関するものが多い。

係事務、農務課の食料増産関係等、戦争が残した課題について県の行政が取り組んでいた状況が分かります。

このように「知事事務引継書」は、全ての部課が記述してまとめるので、文書を見ていくと、その時々の県政についての全体像がつかめます。皆様にご覧いたただける昭和三十年度までの文書について

行政文書課 吉江剛



昭和23年の事務引継書より

いうと、明治十七年に権取知事から佐藤義
知事へ引き継がれたものを最初として、
三〇回の交代時の引継書が収蔵されてい
ます。これは明治九年に第二次群馬県が
成立してから、昭和三十一年まで在任し
た第四二代北野知事までの交代機会の七
割ほどということになります。

このような「知事事務引継書」は次の
二つは、県行政の変遷や流れを理解す
るための利用です。時代を追って引継書
を見ていくと組織の変遷や業務の変更な
ど行政の変化や、長期にわたる事業の流
れを知ることができます。

例えば教育関係の行政は、教育委員会が設置までは明治以来学務係、学務課、教育課、教学課などの名称の係・課で業務を担当しており、引継書には各種の学校教やその状況、教育上の課題等が記述されているので、教育や教育行政の変遷の概要をとらえるのに適切な資料となっています。

もう一つは、その時代の特徴的な社会

事務引継書より
東京 事務局長 佐藤謹啓
大正二年八月廿日
内閣文庫蔵
明治17年の事務引継書より

明治17年の事務引継書より

のでき」とや動きをとらえるための利用です。行政はその時々の社会の動きに直接関係しますから、県政を見ればその時代の社会状況もとらえられます。

例えば、大正十五年の牛場知事から、済知事への引継書中の警察部保安課の記述をみてみましょう。六つの項の中には「交通」の項があり、それによると自動

そのため交通事故や営業者相互の関係が懸念されるので、事故防止や自動車運輸業発展のため大正十四年五月群馬県自動車協会を設立させたことが述べられています。昭和六年の引継書の同様の項には、関東大震災の影響で自動車運輸業が増加した旨のことが書かれています。これらのことから本県では大正末に自動車運輸業が本格的に始まり、「自動車の時代」が幕開けしたことが分かります。

各時期の県政のある分野もしくは事業を調べたいときには、まず「知事事務引継書」で見当をつけ、関係部課の業務に関する個々の文書が残っている場合には、さらに詳しく調べることができます。

ちなみに「知事事務引継書」は、明治二十五年の「本庁文書保存規則」制定以来永年保存文書とされ、今年一月文書保存規程が改正されてからも最長保存期間の三〇年保存文書となつており、長く保存される文書の一つとなっています。

新たに閲覧できる

古文書

(請求番号〇九五〇五

伝來した文書が中心で、両家文書が混在しています（その理由は両家の間の養子

古文書

閲覧点検を終え、新たに閲覧利用でき

◎吾妻郡吾妻町・上原定一郎（さだいち

（家旧藏文書）

町）の上原家です。同家文書群の一部は

〔上原清彦家文書〕（請求番号七九〇一）

として、すでに約七〇〇点が閲覧可能となりました。今回開催される二

「上原定一郎家旧蔵文書」はこの「上原

「江戸家文書」は、同「出所の文書群」である。

ただいたもので約一四〇〇点の文書です。

坂上村（現吾妻町）に関する村政文書

上原家当主は戸長、副戸長、村会議員な

どを務めています。一方、「上原清彦家

する村政文書（役職としては大戸村組頭、

います。今回、「上原定一郎家旧蔵文書」

の全体像が明らかになりました。その内

収藏文書目録 16 (吾妻地区諸家文書1)

○吾妻郡吾妻町・関縁（みどり）家文書
（請求番号〇九五〇五）
の上原家文書解題を参照して下さい。

伝來した文書が中心で、両家文書が混在しています（その理由は両家の間の養子縁組によると考えられます）。市村・小林両家とも各村で年番名主などを務め、明治時代以降も大津村や長野原町の公職の市村了家文書解題を参照して下さい。

マイクロ収集文書では次のものです。

（請求番号九〇〇三）

◎利根郡片品村・入澤誠家（かしや）文書

利根郡片品村越本の人澤家に伝存した江戸時代から昭和初期にかけての文書三一〇〇点です。主な文書は享和二（一八〇二）年の『越本村検地帳』等の村方文書や永井紺周郎流養蚕に関する『永井紺周郎流養蚕秘術録』等の文書及び入澤家の私的文書です。

（請求番号FP九五〇一）

◎群馬郡群馬町・住谷修家文書

群馬郡東国分村の住谷家に伝存する文書のうち、勧農掛（前橋藩が農村立て直し対策として発足させた制度）に関する文書約四〇〇点です。主な文書は文政二（一八二二）年から同七年にかけての

新たに収蔵された 古文書

収集 昨年度の文書整理において県の各機関が廃棄した文書資料中から、文書館が歴史資料と認めて収集したものは、一、〇〇冊でした（詳細は表2のとおり、なお、議会図書室からのものは、郷土資料及び行政資料等）。

表1 平成9年度文書館管理受任文書室課別冊数

室 課 名	冊數	室 課 名	冊數	室 課 名	冊數
総務部総務課	18	環境政策課	3	砂防課	93
学事文書課	64	環境保全課	34	都市計画課	248
国際課	25	生活環境課	76	都市施設課	138
税務課	2	自然環境課	76	下水道課	11
地方課	89	県民生活課	32	建築課	13
消防防災課	132	農政課	29	住宅課	44
企画課	9	蚕糸課	68	出納局監査室	6
地域整備課	226	土地改良課	230		
交通政策課	17	農村整備課	25	知事部局計	3179
統計課	59	森林保全課	244		
保健福祉課	15	緑化推進課	17	福利課	20
医務課	78	商政課	3	学校指導課	3
高齢政策課	12	経営指導課	16	文化財保護課	51
保健予防課	1	観光物産課	31		
子ども育成課	23	労政課	9	教育委員会計	74
障害政策課	29	用地課	286		
衛生食品課	21	道路建設課	188		
薬務課	151	道路維持課	76		
国保援護課	176	河川課	36		
				総 計	3253

表2 平成九年度収集文書部局別冊数

平成9年度マイクロ複製済絵図一覧

番号	地図名
	検見耕地絵図
932	利根郡高平村絵図
942	々 下古語父村絵図面
965	々 門前組(絵図)
967	々 谷地組(絵図)
971	々 中野村
973	々 萩室村絵図面
974	々 立岩村(絵図)
994	々 月夜野町(絵図)
995	々 小川本村(絵図)
996	々 小川西組絵図
1015	々 湯原組絵図
地券発行にかかる地引絵図	
946	勢多郡上田沢村
1036	々 森下村
1039	々 糸井村
1041	々 貝野瀬村
886	群馬郡金井村
880	吾妻郡五町田村
881	々 五反田村
882	々 岡崎新田
884	々 原町
885	々 川戸村
887	々 金井村
888	々 岩井村
889	々 植栗村
890	々 植栗村

番号	地図名
892	吾妻郡小泉村
893	々 郷原村
894	々 矢倉村絵図
895	々 岩下村地引絵図面
898	々 大戸村
903	々 川原湯郷
904	々 横壁村
905	々 林村
911	々 横谷村
912	々 干保村
913	々 大篠村
914	々 大前村
916	々 門貝村
918	々 今井村
920	々 草津村
921	々 前口村
922	々 小雨村
924	々 赤岩村
925	々 日影郷
927	々 入山村
1020	々 吹路村
1024	々 須川町
1027	々 入須川村
1029	々 布施村
1031	々 新巻村
1035	々 師田村
934	利根郡高平村田畠絵図面
936	々 岩室村 (田畠明細絵図面)

番号	地図名
938	利根郡尾高村
939	〃 平出村
940	〃 上古語父村 (田畠林反別絵図面)
943	〃 追貝村
944	〃 大揚村
947	〃 穴原村
948	〃 大原新町
949	〃 薙原村
950	〃 平川村
955	〃 摺潤村
956	〃 花咲村
962	〃 土出村
963	〃 戸倉村
966	〃 富士新田
968	〃 谷地組
969	〃 湯原組
975	〃 立岩村
976	〃 生品村
977	〃 天神組
978	〃 後閑村
981	〃 師村
983	〃 政所村
986	〃 上牧村絵図
988	〃 奈女澤村地引絵図
991	〃 下牧村
993	〃 月夜野町
997	〃 小川本村
998	〃 小川村

番号	地図名
1000	利根郡石倉村
1001	々 下津村
1002	々 上津村
1003	々 湯原村
1004	々 藤原村
1009	々 大穴村
1012	々 寺間村
1014	々 川上村
1016	々 阿能川村耕地図
1017	々 谷川村
1030	々 新巻村
1032	々 二枚原村
1034	々 羽場村
1046	佐位郡間野谷村
1047	々 香林村
1048	々 西野村
1052	々 東小保方
1056	々 田部井村
1058	々 境町
1060	々 下測名村
1061	々 伊與久村
1064	々 東新井村
1066	々 下武士村
1069	々 小此木村
	地所絵図面
1070	々 島村
1059	新田郡境村

行政文書

管理受任等 平成九年度に管理委任及び
引継により県の各機関から受け入れた文

書は、三、二五三冊でした（詳細は表1のとおり、内、経営指導課の五冊と用地課の二二一冊の計二一六冊は、有期限保存文書）。

マイクロ複製絵図

昨年度マイクロ複製化した明治初期絵図は、左表のとおりです。モノクロマイクロフィルムからの複製はその場ででき、カラー写真複製も可能です。

古文書解読コーナー

今回の文書は、金銭貸借に関する証文です。解説文書としては初級程度かと思われます。

かりとなります。なお、文末の「依而如件」も、よく使われる表現なので、これも覚えておくと便利です。

卷之三

一念齋

右卷惟其大行也本宣而後能成
其事也故曰本印也印者之利
者也是所以天下之民歸之也
無不有也故曰指通萬物此乃
以發之義則可矣但用於方中而
不外乎其本也是所以遺紀也
不外乎其本也是所以遺紀也

文苑

加義子

丁巳年
仲夏
王羲之書

「しんによう」のくすし方は特徴があるので、覚えておくと便利です。あまりくずされていない「道」（六行目）や「違」（八行目）とも比べてみてください。六行目は返済が滞った場合の対処方法が記されています。「てへん」と「きへん」のくずしはよく似ており、判断が難しいと思いますが、「つくり」から「拙」（持株などの文字が判読できるもの）と思われます。九行目の「間敷（まじく）」はよく使われる表現です。よく使われるためくずし方も大きくなることがあります、その場合、「門（もんがまえ）」のくずし方は特徴があるので、解説の手が

ですが、前の文字とあわせて熟語として考えると「借用」と判読できると思います。表題の次には借用金額が記されています。四文字目は「十（じゅう）」の大字（代わりに用いられる文字）です。三行目は受取の事実が記されています。行末の「真正」はお金の借用は間違いないという意味です。四行目は借用期日について記されていますが、この行以降何度も「返済」という熟語が出てきます。くずし方はそれぞれ違いますが、「返の

の請人（保証人）とともに大戸村（現吾妻町）加部安左衛門に宛てた借用証文であります。大戸村の加部安左衛門は、江戸時代の上州を代表する富豪の一人で、金融業や造酒業などを手広く行っていた人物です。借用金の使用目的は記されていませんが、金三〇両を借用しています。そして、返済期日を翌年の七月までとし、返済が滞った場合には、酒株諸道具を渡す旨約束しています。

右之金鑑二受取，借用申所実止^二御座候此金返済之儀者，來卯七月元利急度返済可仕候、万一返済相滯候八、
捕者所持酒粟能道具共相渡之可申候此度無擬要用二付、借用仕候間、如何様之儀出來仕候共返済少も違乱申間敷候、為後日証文依而如件文化三年

卷三

月坪井村

金借

大戸請人

スカヲ

前橋市大利根町上原清彦家文書

請求番号七九〇一・文書番号一一四四

「群文協」総会・講演会の開催

昨年五月に発足し、文書館に事務局がある群馬県市町村公文書等保存活用連絡

協議会（略称「群文協」）の平成一〇年度総会と講演会が、五月二七日（水）午後一時三〇分から文書館研修室で開催されました。出席者は、文書館職員を除いて三七市町村四三名でした。

総会は、前橋市の飯塚朝一行政管理課長（副会長）の司会で始まり、会長の田中康雄文書館長の挨拶があり、つづいて議長に田中会長を選出して議事に移りました。議事は、事務局から平成九年度事業報告、同決算報告、監事から同監査報告が行われ、そのあと、今年度の役員改選、事業計画案、予算案が事務局から提案され、すべて拍手で承認されました。

なお、今年度役員は平成九年度役員がすべて再任され、予算案では法令外負担金の承認によって新たに市町村から会費を徴収できるようになりましたので、今年度から本格的な活動が期待されます。

議事終了後、今年度役員の自己紹介を行い、最後に新治村の鈴木一己総務課長（副会長）の挨拶で閉会しました。

総会後、高崎市の武井洋一市史編さん室長補佐の進行で講演会が開催され、神

奈川県大和市役所総務部情報資料室・市史編さん担当の鈴木邦男副主幹が「公文書をめぐる近年の動向－現用公文書管理と歴史資料保存の課題－」と題して講演

されました。

内容は、現在、国会で審議中の情報公

開法案の意義や問題点をはじめ、昨年一二月閣議決定された行政情報化推進基本計画による文書の電子化問題など、近年の文書管理システムは大きな変革期にあることを指摘され、また公文書の保存活用をめぐる諸課題に対応するには記録・史料の一貫的な保存活用制度を整備する必要があると説かれました。

A 現在の暦（新暦）と旧暦とはどう違うのでしょうか。
Q 現在の暦（新暦）と旧暦とはどう違うか。
A 現在の暦（新暦）は、太陽の運行に基づいて暦年を設定する太陽暦です。一太陽年は三六五・二四二三日で、平年を一年三六五日として四年に一度三六六日の閏年を設け誤差を調整しています。日本政府がこの太陽暦を採用したのは、明治五年（一八七二）でした。同年一二月三日が明治六年一月一日に改められました。

それ以前の日本の暦は、太陰太陽暦と呼ばれるもので、月の満ち欠けの周期（朔望月）約二十九日半）を基本とし、

太陽の運行も考えて作った暦です。その一二カ月は三五四日余となり、一太陽年には一日ほど足りないため、二、三年に一度ある月を二カ月続ける閏月をおいて一年を一三カ月として、ほぼ一年の平均の長さを一太陽年と等しくしていました。

このような太陰太陽暦は、日本には六七世紀頃に中国から朝鮮を経由して移入され、その後日本では中国暦法が使われていましたが、江戸時代の貞享元年（一六八四）に幕府の家臣であった渋川



会長あいさつ

レフアレンス Q&A コーナー

と改められ、弘化元年（一八四四）には渋川景佑らが編さんした天保暦が施行されました。これが明治五年に太陽暦に変わるものまで使われましたので、現在の日本では旧暦とは正確には天保暦をさします。

明治政府による太陽暦への改暦理由は、諸外国（特に欧米諸国）が太陽暦を用いているため外交上それと共通の暦の必要に迫られたことなどがあげられます。もともと、年末に改暦に踏み切ったのは、財政難に陥っていた政府が、翌明治六年は旧暦では閏六月があるため、月給制となっていた官吏の俸給のこの閏月分を節約するため実施したという財政的理由もあつたようです。（大隈伯昔日譜）。

一方、庶民の側からすれば太陽暦の採用は迷惑なことだったようだ。明治七年頃になつても勢多郡役所は「本郡内農家の年中行事ヲ窺フニ年始ヨリ其他事々物々ハレモ陰暦（旧暦）ニ依リテ行ハル、ノ風習アリ」という現状を認めざるを得ず、太陽暦勧行を指示しなければなりませんでした（赤城村深山区有文書）。

なお、新暦と旧暦の日数のずれですが、太陽暦勧行を指示しなければなりませんでした（赤城村深山区有文書）。

例えば、現在では冬至は一二月二三日頃ですが、旧暦では冬至を含む月を一月と定めていました（一月の何日かは年によつて不定）。このように、年によつて異なりますがほぼ二〇日～五〇日程度のずれがあることがわかります。

講演会終了後、参加者のうち希望者には文書館内の施設見学会を行い、午後五時前にすべて終了しました。

広くなつた閲覧室

本年三月から文書館事務室の一階への移動にともない、二階の閲覧室が広くなりました。これまで一〇八m²でしたが、現在は約一・五倍の一六〇m²です。

閲覧机四台とイス一六席の数は変わりませんが、ゆったり配置したので、人間が不快感を感じない体感距離を確保できたのでは思っています。また閲覧机は南の窓側へ配置したので、利用者に「広くて明るくなつた」と、大変好評です。

昨年からマイクロフィルム閲覧用のリーダープリンターも二台となり、上毛新聞と明治初年の地図をそれぞれ並行して閲覧できるようになりました。

さらに、県史編さん資料の普及活用を図るために、県史旧蔵図書のうち辞典類、県内市町村史誌、都道府県史などを開架図書として利用に供してきましたが、閲覧室の拡張にともない書架も増設し、これまで欠けていた県内市町村史誌や都道府県史ができるだけ補充しました。これで文書館の収蔵文書は、閲覧室の開架図書以外すべて書庫の中で大切に保存されていますので、その内容を調べるためにて閲覧できます。

文書館の収蔵文書は、閲覧室の開架図書以外すべて書庫の中で大切に保存されでぶ吉田家の子どもたち」のご案内

文書目録は、収蔵文書と閲覧利用者をつなぐ架け橋の役割を果たしています。

当館の文書目録は行政文書、寄託・寄贈古文書、県史編さん資料の三つに大別されます。

これら文書目録の利用の便を図るために、文書館閲覧室が広がつただけではなく、設備や検索手段も充実しつつあります。

ありますので、県民の皆様には古文書の学習や地域史の研究などで大いに活用いただきたいたいと思います。

江戸時代後期に桐生で紺織物を扱う機屋（はたや）であり、江戸の国学者橋守部の門人兼後援者でもあった吉田家に伝存した文書を中心に、吉田家の子供たちが橋守部宅への遊学などにより教養形成を行なう様子が判る資料等を中心展示を開催いたします。

なお、11月7日（土）午後2時～4時には、国立歴史民俗博物館教授の高橋敏先生をお招きし、記念講演会を開催する予定です。

◎群馬県立文書館収蔵文書目録

（吾妻地区諸家文書1）の発刊

16

文書目録

16・紀要『双文』第15号刊行

文書館運営協議会委員19名

4・1

文書館文書調査員23名委嘱

3・31

『行政文書件名目録』第10号

2・13

集・『群馬県立文書館収蔵文書目録』16・紀要『双文』第15号刊行

2・24

文書館運営協議会開催

（～5月17日）

『ぐんま史料研究』第10号

2・13

刊行

10・1・10

平成9年度第3回常設展

（～5月17日）

（～5月17日）

10・1・10

平成9年度第3回常設展

（～5月17日）

（～5月17日）